

第3章 都市づくりの目標

3-1. 都市づくりの理念

第二次登米市総合計画において定められたまちづくりの基本理念及び将来像を共有していくものとします。

【都市づくりの理念】

協働による登米市の持続的な発展

【登米市の将来像】

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

【キャッチフレーズ】

夢・大地 みんなが愛する水の里

【まちづくりキーワード】

I・そだつ

生きる力と創造力を養い
自ら学び人が「そだつ」
まちづくり

II・いきる

安全安心な暮らしが支える
笑顔で健康に「いきる」
まちづくり

III・つくる

地域資源を活かし魅力ある
元気な産業を「つくる」
まちづくり

IV・くらす

自然と生活環境が調和し
人が快適に「くらす」ま
ちづくり

V・ともに

市民と行政が「ともに」
創る協働によるまちづく
り

3-2. 都市づくりの目標

第二次登米市総合計画の登米市の将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現を目指し、都市づくりの目標を以下のとおりとします。

- (1) 豊かな自然との共存都市の実現
- (2) 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現
- (3) 歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域拠点の実現
- (4) 広域的な発展・交流都市の実現

3-2-1. 豊かな自然との共存都市の実現

本市は、広大な田園、山林、河川・湖沼の水辺などが大部分を占めております。

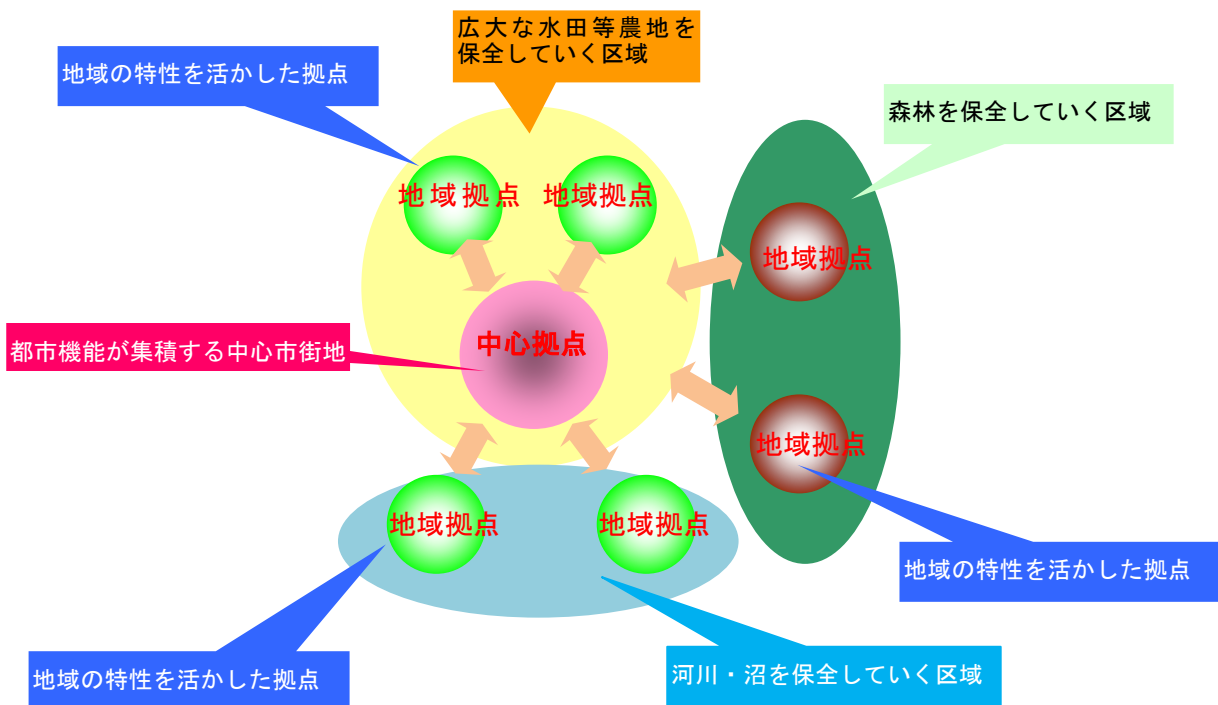
このような豊かな自然環境を維持し、次世代へ継承していくことがわたくしたちの責務です。

そのため、無秩序な土地利用の拡大を抑制し、健全な土地利用を誘導していくため、将来に渡り「都市的土地利用を図る区域」と「豊かな自然や農地、山林などを維持・保全していく区域」を区分し、明確に位置づけていきます。この区分により計画的土地利用を実現し、地域の特徴を活かしながら都市と自然の調和を図ることで、豊かな自然との共存都市を実現します。

「都市的土地利用を図る区域」として、まず様々な都市機能が集積した「中心拠点(迫地域の一部、中田地域の一部、南方地域の一部)」を位置付けます。また、それぞれ地域に中心となる市街地または主要な集落地については、それぞれの地域の特徴を活かした「地域拠点」と位置付け、地域住民の生活利便性の向上を図ります。

「豊かな自然や農地、山林などを維持・保全していく区域」は、かけがえのない市の財産である農地、山林、水辺の自然環境を未来へ継承し、また住む人々、訪れる人々に自然等が身近に感じられるよう、自然環境の維持・保全を図ります。

■ 豊かな自然との共存都市のイメージ



3-2-2. 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現

我が国では地方都市を中心に、人口減少と超高齢社会の到来により、産業活力が低下しつつあり、地域の中心地においては人口減少と郊外型の大型商業施設の出店による「空洞化」が進行しています。これからのまちづくりにおいては、地域規模に見合った都市機能を集約した、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や各地域間で都市機能が連携し合えるような移動しやすい交通網ネットワークの充実が求められています。

9町が合併して誕生した本市は、歴史と特性があるそれぞれの地域に中心となる市街地または主要な集落地が存在しており、これらは市内における中心拠点・地域拠点として位置づけます。

また、これらの拠点間を結びつけ、拠点相互の連携強化や地域格差の是正を図るとともに、生活及び都市活動の利便性の向上に資する放射・環状のネットワークの構築を図ります。

そして、それぞれの拠点には、地域の規模に応じた「コンパクトシティ^{※3}」の形成を図り、高齢者や子育て世代などに対して環境負荷にも配慮した「誰もが歩いて暮らせる市街地、集落地の形成」、「誰もが住み続けたい、住みたいと思えるまちづくり」を目指します。

また、これによって、拠点間の移動については公共交通機関や自動車、地域内においては徒歩・自転車等の自動車依存から脱却した交通手段など、移動目的に応じて交通手段を棲み分けた生活体系の確立を目指します。

^{※3} コンパクトシティ：都市郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すというのが「コンパクトシティ」の発想です。徒歩・自転車・公共交通による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに集積している都市形態のことです。

《コンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ》

1) コンパクトシティの形成

- ・各市街地、集落地の特性、規模に応じた「コンパクトシティ」の形成を目指します。
- ・高齢者等への配慮や環境負荷の軽減を図るため、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
- ・各地域間を機能的に結び、効率的な移動が可能となる生活ネットワークの形成を目指します。

2) 中心拠点、地域拠点の位置づけ

①中心拠点：主要な都市機能が集積した市の拠点

- ・ひとつの都市として、生活・産業業務・行政等の様々な都市活動に必要な都市機能や施設を市街地へ集約を図ります。
- ・中心拠点の市街地にはまちなか居住を誘導し、にぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・市街地内の移動は、徒歩または自転車を基本として考え、これらの交通手段による移動が可能な範囲に都市活動に必要な機能の集約を図ります。

《中心拠点の市街地内に集約を図る機能、施設のイメージ》

市の中心となる商業機能、核となるショッピングセンター／各種の行政機能／核となる病院などの医療施設／総合体育館・武道館などの健康増進機能／核となる劇場、ホールなど、文化・交流機能／広域都市間を結ぶ交通の拠点機能／街なか居住機能（子育て世代や独居高齢者向け集合住宅なども含みます） など

《中心拠点市街地内を移動するための交通機関のイメージ》

市街地循環バスの運行／レンタサイクルなど

②地域拠点：生活に密着した商業や生活利便施設が機能的に配置された各地域の市街地、主要な集落地

- ・各地域において、必要となる日常生活に密着した生活機能や利便施設を各地域の市街地や主要な集落地に集約を図ります。

《地域拠点となる中心地に集約を図る機能、施設のイメージ》

日用品、生鮮食品等を中心とした商店街、スーパーマーケット／行政窓口等の支所機能、銀行等の窓口業務機能／地域コミュニティ形成の中心となる公民館等の交流施設／高齢者、幼児や児童、子育て世代等が利用できる福祉機能／学校教育施設／診療所などの医療施設／一次的な避難、備蓄などを備えた防災機能 など

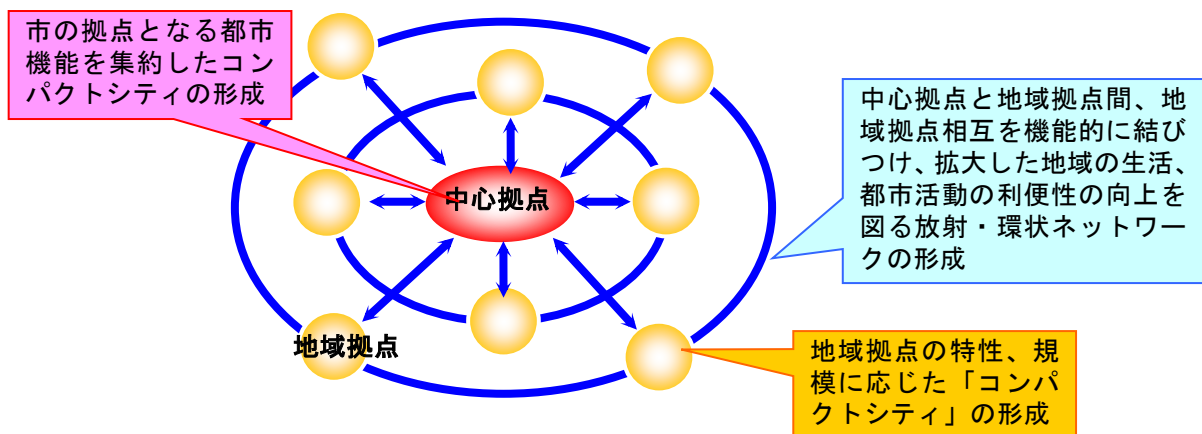
3) 拠点間を結ぶ生活ネットワークの形成

- ・広範囲に各拠点となる市街地や集落地が分布している本市では、これらの拠点を機能的に結びつけ、ひとつの都市としての生活ネットワークの形成を図ります。このため、放射・環状の交通ネットワーク形成の充実を目指します。
- ・拠点間の移動に関しては、自動車への依存は不可欠となりますが、環境負荷を小さくしていくこと、また、高齢者などの交通弱者のニーズにあった移動手段の確保などに取り組んでいくことが本市独自のコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成と考えます。

《本市の生活ネットワーク形成のイメージ》

- ・拠点間を短時間、短距離に結ぶ幹線道路網の形成
- ・中心拠点の市街地内への交通の集中による渋滞を抑制する環状道路の形成
- ・中心拠点の市街地内への自家用車の乗り入れ抑制
- ・市内の拠点間を連絡する公共交通の充実など

■ 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ

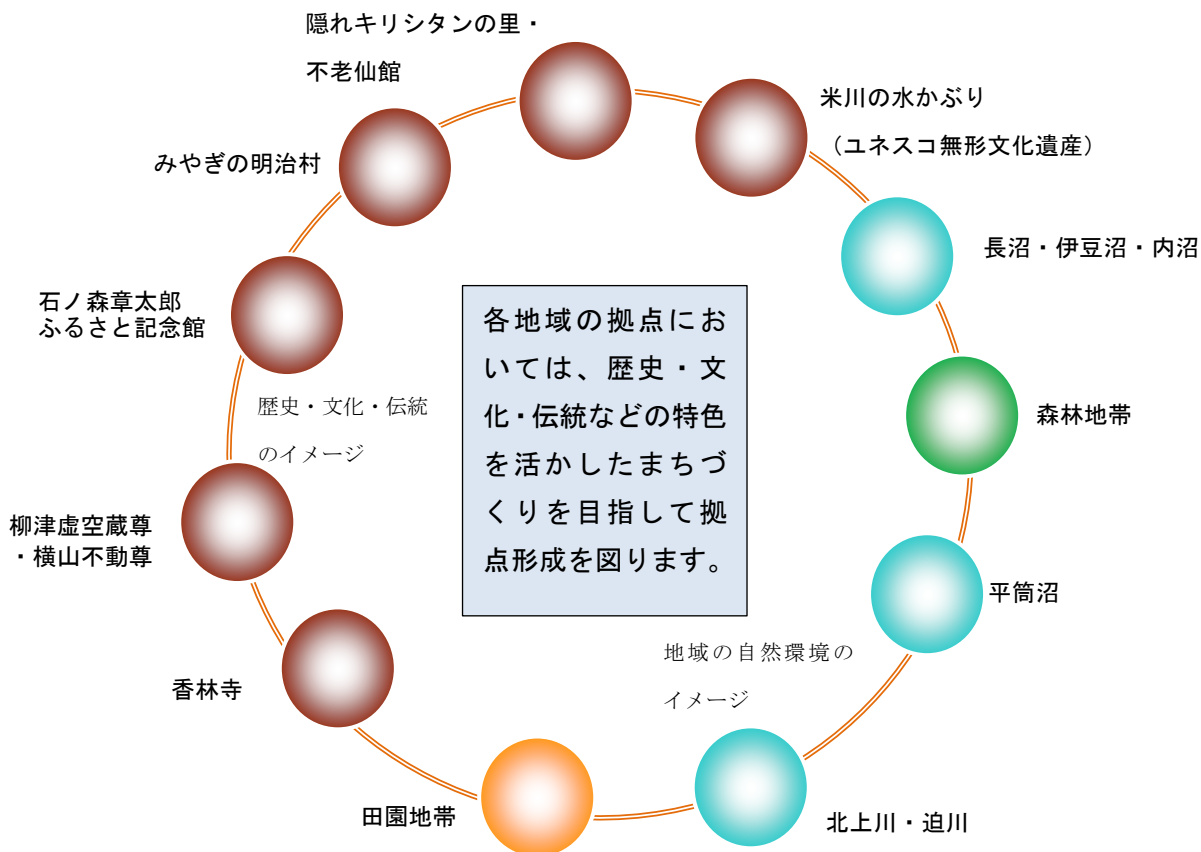


3-2-3. 歴史・文化・伝統を大切にした特色のある地域拠点の実現

本市は、各地域で培われてきた歴史・文化・伝統が長い年月を掛けて、現在に継承されてきました。そして、合併によりひとつの市になったことで、継承されてきた歴史・文化の資源は全市民の共有の財産となり、市民の共通認識のもとに、維持・継承が図られるまちづくりを目指します。

また、各地域拠点においては、下図に示すようなそれぞれの地域の歴史や文化・伝統を活かし、地域の活性化を図り、持続的発展を続け輝き続けられるようなまちづくりを目指します。

図 歴史・文化・伝統のイメージ



3-2-4. 広域的な発展・交流都市の実現

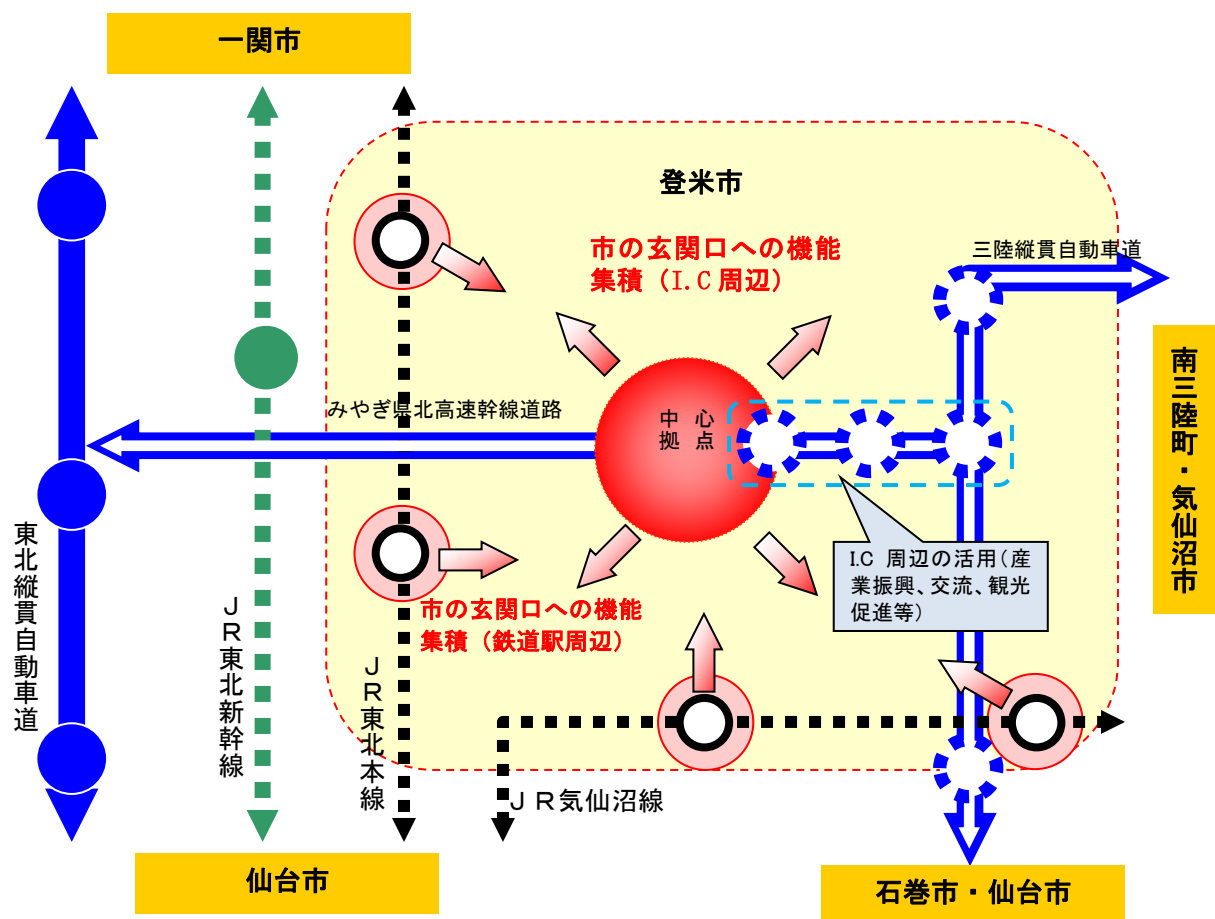
本市はこれまで広域高速交通網との距離があり、広域交通に課題がありましたが、「三陸縦貫自動車道」の整備が完了するとともに「みやぎ県北高速幹線道路」の整備も進捗しており、広域的なアクセスの利便性が向上しています。

このことから、高規格道路の整備のインパクトを活かし、インターチェンジ周辺においては、周辺土地利用との調和を図りながら、新たな企業誘致による産業振興や広域的な交流・観光の促進など、本市の発展に寄与するまちづくりを目指します。

しかし、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路などのインターチェンジ周辺は優良な田園地域に隣接している箇所でもあることから、農地等の保全に配慮しつつ、土地利用を適切に誘導していく必要があります。

また、高規格道路のインターチェンジなどや既存の鉄道駅周辺は、特性や位置づけに考慮した、市の玄関口への機能集積を目指します。

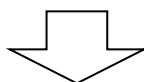
■ 広域的な発展・交流都市のイメージ



3-3. 都市づくりのテーマ

都市づくりの4つの目標を踏まえ、都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマを次のとおり設定します。

豊かな自然と賑わいで地域が輝く環境都市 登米



《テーマ設定の考え方》

●自然環境【豊かな自然】

広大な田園地帯、森林・里山の緑資源、河川・湖沼の水辺など、市内には豊かな自然環境があり、自然環境の中に包まれた、自然環境と共生する都市づくりをイメージします。

●生活環境【都市の賑わい】

中心拠点及び地域拠点において、高齢者や子育て世代などが安心して暮らせるようコンパクトなまちづくりの形成を図り、「住み続けたい、住みたいと思える魅力のあるまちづくり」をすることで、更なる賑わいを感じる都市づくりをイメージします。

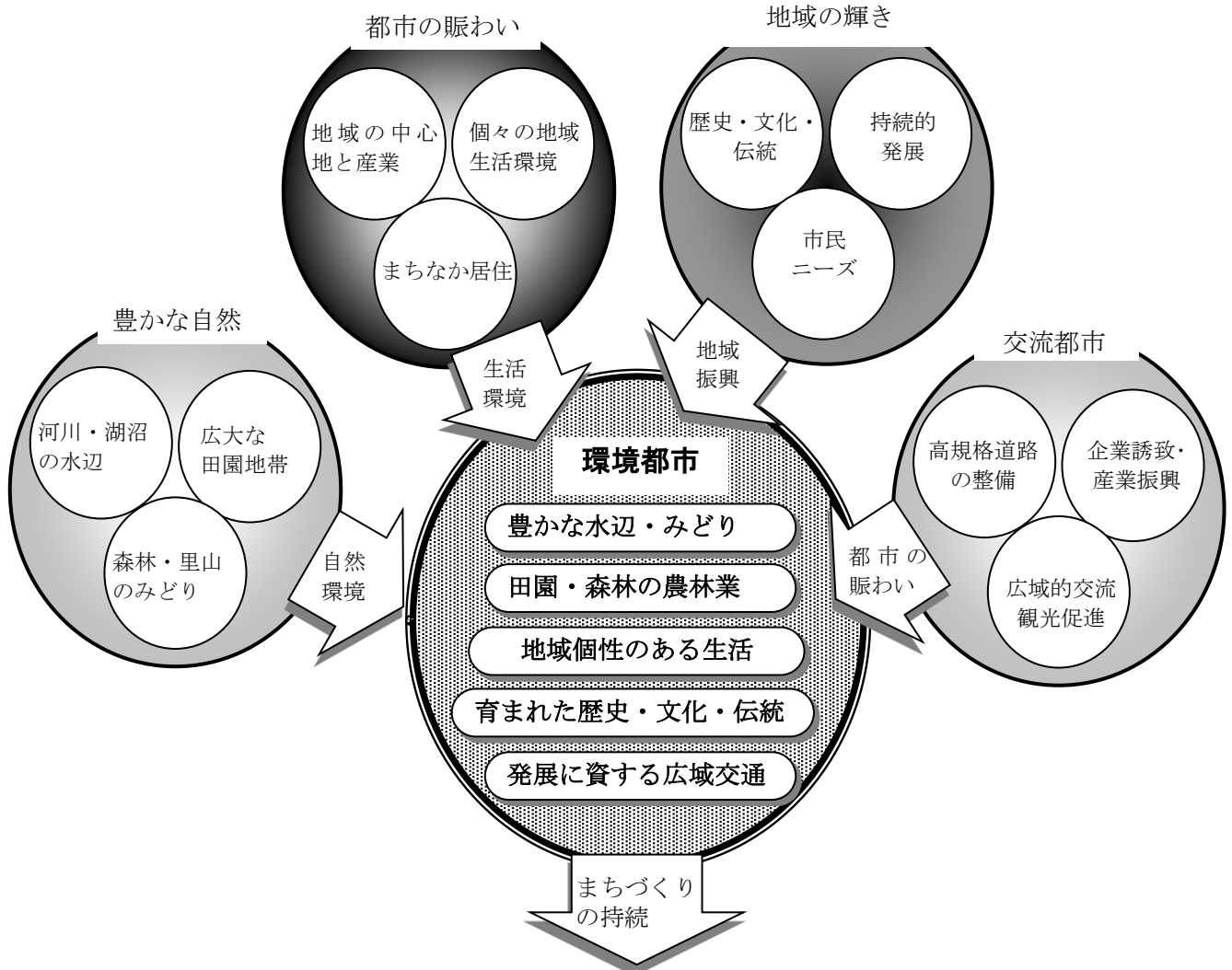
●歴史・文化を活かした特色のある地域拠点【地域の輝き】

迫地域佐沼地区や登米地域寺池地区の城下町としてのまちづくり、旧水沢県庁の所在地であったことなど、本市のまちづくりの歴史は長く、また、市内には数多くの歴史文化資源があり、各地域拠点においては、それぞれの歴史や文化・伝統を活かし、地域の活性化を図り、地域が持続的発展を続け輝き続けられるような都市づくりをイメージします。

●広域的な発展・交流都市の実現【交流都市】

三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路などの整備により、広域交通網を活かした、産業振興や広域的な交流・観光の促進など、本市が発展する都市づくりをイメージします。

《都市づくりのテーマの概念図》



《都市づくりのテーマ》
 豊かな自然と賑わいで地域が輝く環境都市 登米

3-4. 将来フレームの設定

3-4-1. フレーム設定の目的

- 将来フレームは、都市計画マスタープランが示す都市の将来像の基礎となる目標を数値で表したものであり、概ね20年後の本市の人口や経済、土地利用の見通しを明示します。
- 将来フレームの設定は、人口等の各種指標の推計結果を参考にして、都市計画としての目標となる数値を設定します。
- なお、将来フレームの目標年次は、策定年次の平成17年（2005年）基準年次から20年後の令和7年（2025年）とします。また、10年後の平成27年（2015年）を中間年次として設定します。

3-4-2. 将来フレームの指標と定める事項

本都市計画マスタープランでは、次の3つの指標について将来フレームを設定しています。

1) 人口・世帯フレーム

- 本市及び市街地の将来人口・世帯数を推計し、都市全体及び市街地の将来目指すべき規模を示すとともに、各フレームの方向性を定める基本指標として活用されています。
- 今後、本都市計画マスタープランを踏まえて策定される各分野の関連計画や都市施設の整備計画に定める整備量を設定する際のベースとなります。
 - ・将来人口と世帯数の推計
 - ・市全体の将来人口、世帯数を基に、都市計画区域及び用途地域内の人口、世帯数を推計

2) 産業経済フレーム

- 本市の都市活動を支える工業及び商業活動の産業経済に関する将来の方向性を示すものとして推計されます。
- 各産業の将来従業員数や将来の市民所得等の必要な指標を推計し、その結果を参考にして設定されます。
 - ・将来の工業（製造品出荷額）フレームの推計
 - ・将来の商業（年間商品販売額）フレームの推計

3) 土地利用フレーム

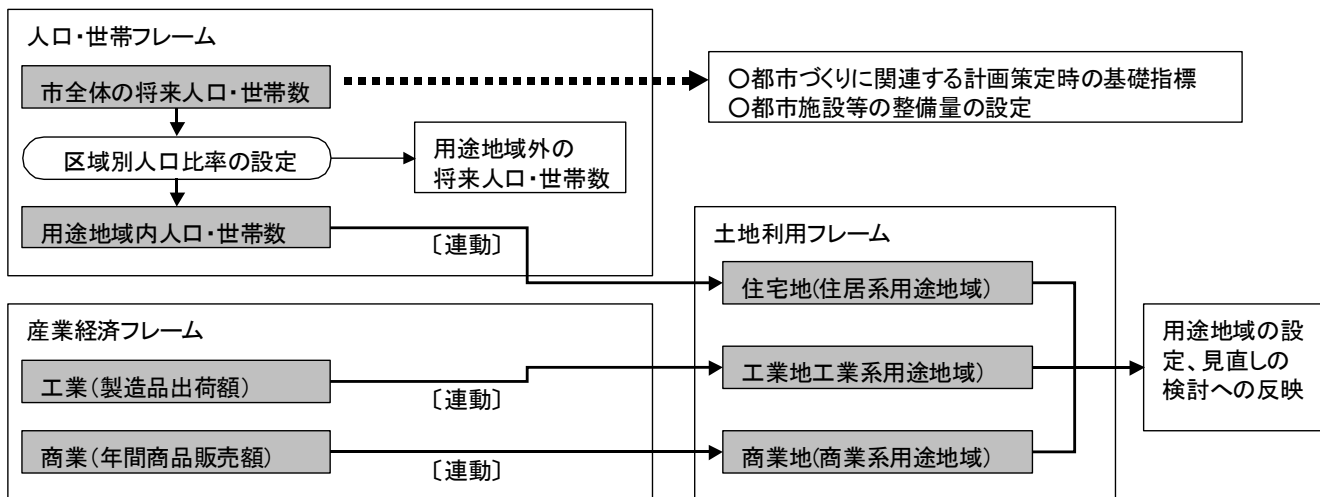
- 本市の用途別土地利用の規模について推計し、将来の市街地の土地利用に関する方向性を明示します。この結果に基づき、用途地域の設定及び見直し変更が検討されます。
- 土地利用フレームは、人口・世帯フレーム、産業経済フレームに連動して設定されます。
 - ・住居系用途地域の推計
 - ・工業系用途地域の推計
 - ・商業系用途地域の推計

3-4-3. 将来フレーム設定に向けた考え方

都市づくりの主な課題に対応する将来フレーム設定に向けた考え方は次のとおりです。

《まちづくりの主な課題》	《将来フレーム設定に向けた考え方》
<p>◎人口が減少している状況や今後の予測等を踏まえ、人口減少に対応した都市づくり、土地利用を検討する必要があります。</p>	<p>【人口・世帯数】 ◎若者の定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆総人口は、市全体で減少傾向にあるとともに、将来我が国の人口減少が予測される中、今後とも減少傾向が続いていく推計結果を受けるものとします。 ◆核家族化の進展に伴い、世帯当たり人員は今後とも減少傾向と想定します。 ◆市街地への効率的な公共投資と歩いて暮らせる住環境づくりを目指し、居住人口増を今後とも誘導していきます。 ◆都市計画区域の用途無指定地域及び都市計画区域外については、農地や自然環境を保全していくことを基本とし、人口・世帯の増加は見込まないものとします。
<p>◎市街化を促進する区域と森林・湖沼等の自然環境や農地等を保全する区域を明確に区分し、それぞれの土地利用を適切に誘導していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化を促進する区域への定住人口、都市機能の適切な誘導 ・自然環境・農地等を保全する区域(農地・山林等)の自然・農地の保全 	<p>【産業】 ◎都市の経済的自立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆工業・流通業は、登米市の産業・経済活動を支えるものであり、広域的な交通施設の整備効果等を受けた産業振興を施策的に誘導し、減少傾向の推計結果を増加に導くものとします。 ◆商業も同様に、中心商業地や各地域の商業地の再生を誘導していくとともに、沿道型店舗や広域的な交通施設の整備効果等を受けた新たな商業及び観光商業の展開を施策的に誘導し、減少傾向の推計結果を増加に導くものとします。
<p>◎地域の産業・経済を支える工業活動の維持や農業・農産物等の地域資源の有効活用等により、さらなる発展を図る必要があります。</p>	<p>【土地利用】 ◎市街化と開発を抑制する区域の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境、農村環境との調和を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を防ぐことを基本とします。 ◆世帯数の増加や新たな住宅ニーズに対応する機能的で快適な住居系土地利用を計画的に誘導していきます。 ◆市街地及び主要な集落地における歩いて暮らせるまちづくりと合併により拡大した市域の新たな生活圏の中心となる2つの需要に応える商業地の機能維持と充実を誘導していきます。 ◆広域的な買い物需要を誘導するため、既存の商業地と I.C 周辺、沿道型商業地の連携・連続性に考慮した商業系土地利用を誘導していきます。 ◆既存の工業系土地利用を維持していきます。 ◆用途地域外の工業・商業系土地利用は、産業活動環境の維持や周辺土地利用との共生を目指すため、用途地域の指定へ適切に誘導していきます。 ◆高規格道路 I.C 周辺や国道・県道沿道等の交通条件を活かした工業・商業系の新たな土地利用の計画的な誘導をしていきます。 ◆土地利用のスプロール化が懸念される市街地隣接地等は、計画的な宅地化誘導と優良農地等を保全するため都市計画区域拡大等の規制誘導を検討していきます。 ◆都市計画区域外の集落地等については、準都市計画区域等による規制・誘導も検討していきます。
<p>◎中心商業地と地域生活の商業地の位置づけを明確化していく必要があります。</p> <p>◎都市機能等の集約化を図る必要があります。</p> <p>◎用途区域外に進出するロードサイド型商業地の方向性を明確にする必要があります。</p>	
<p>◎高速道路・高規格道路の広域的な交通施設の整備効果を受けた、商業・工業及び流通業の活性化の方向を検討する必要があります。</p>	
<p>◎区画整理事業が行われている住宅市街地の住環境の維持・保全を図る必要があります。</p> <p>◎旧来からの中心地や主要集落地の地域コミュニティを維持していく必要があります。</p> <p>◎地域特性に応じた住環境整備、U・I・J ターンなどの新規需要に応じた住宅地供給を図る必要があります。</p>	
<p>◎豊かな自然環境、優良な農地等を保全していく必要があります。</p>	

■ 将来フレーム設定と活用の流れ



3-4-4. 将来フレームの設定

1) 人口・世帯フレーム

項目	基準年次	中間年次(平成 27 年)	目標年次(令和 7 年)
登米市総人口	(平成 17 年)89,316 人	81,959 人	72,000 人
登米市世帯数	(平成 17 年)25,048 世帯	26,196 世帯	26,200 世帯
用途地域内人口	(平成 10 年)12 千人	12,100 人	11,800 人
用途地域内世帯数	—	4,100 世帯	4,200 世帯

資料：国勢調査

2) 産業経済フレーム

項目	基準年次	中間年次	目標年次(令和 7 年)
製造品出荷額	(平成 15 年)138,635 百万円	(平成 25 年)118,876 百万円	105,200 百万円
年間商品販売額	(平成 14 年)134,902 百万円	(平成 26 年)113,048 百万円	108,500 百万円
農業産出額《参考》	—	(平成 26 年) 27,929 百万円	36,500 百万円

資料：工業統計、商業統計、登米市商工観光振興計画、登米市農業振興ビジョン

3) 土地利用フレーム

項目	基準年次	中間年次(平成 27 年)	目標年次(令和 7 年)
住居系用途地域	(平成 17 年)314.2ha	303.0ha (基準年次より-11.2ha)	311.0ha (基準年次より-3.2 ha)
工業系用途地域	(平成 17 年)104.8ha	125.8ha (基準年次より+21.0ha)	182.0ha (基準年次より+77.2ha)
商業系用途地域	(平成 17 年) 54.4ha	83.0ha (基準年次より+28.6ha)	123.0ha (基準年次より+68.6ha)
計	(平成 17 年)473.4ha	511.8ha (基準年次より+38.4ha)	616.0ha (基準年次より+142.6ha)

資料：登米市住宅都市整備課

3-5. 登米市の将来都市構造

3-5-1. 基本的な考え方

前章で定めた「4つの都市づくりの目標」及び「都市づくりのテーマ」を踏まえ、本市の将来都市構造を検討します。

【都市づくりの目標】

- (1) 豊かな自然との共存都市の実現
- (2) 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現
- (3) 歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域拠点の実現
- (4) 広域的な発展・交流都市の実現

都市づくりのテーマ <豊かな自然と賑わいで地域が輝く環境都市 登米>

《登米市都市構造の基本方針》

- ◇5つの都市計画区域が1つに統合された経緯を踏まえるとともに、ひとつの都市として、都市機能が集積した中心市街地エリアを明確にします。
- ◇歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域拠点の形成のため、各地域の市街地エリアを明確にします。
- ◇高規格道路等の整備及びI.Cの設置を契機として、工業や新たな産業の立地誘導を図るエリアを明確にします。
- ◇自然環境と集落地等が共生するエリア、自然環境を保全していくエリアを明確にします。
- ◇中心市街地エリアと地域の拠点となる市街地エリア、産業等を立地誘導するエリアのネットワーク形成を明確にします。

【基本的な考え方(1)】

商業・業務・工業等の都市機能の効率的な配置

- ◇迫地域の用途地域内においては、本市の中心市街地として、経済を支える商業・業務系や工業・流通系などの都市機能を適切に配置し、計画的な土地利用を誘導します。
- ◇これらに隣接する南方地域や中田地域の土地利用の状況や連続性等を配慮し、適切に都市機能の配置を誘導します。
- ◇高規格道路のI.C周辺地区は、広域的な交通条件を活かし、市の産業の振興や雇用の場の創出に寄与する土地利用、都市機能の新たな配置を誘導します。

【基本的な考え方(2)】

段階的な都市構造・生活圏域の確立

- ◇ 迫地域の用途地域内は、本市における「中心的な市街地」として位置づけ、地域生活や商業・業務等の都市活動に必要な機能集積と歩いて暮らせる生活環境の向上を目指します。
- ◇ その他の市街地や主要な集落地においては、地域の規模に合った日常生活の中心としての役割を担うものとします。
- ◇ 中心市街地エリアと周辺部に位置する市街地エリア及び主要な集落地の都市機能が連携し、移動しやすい交通ネットワークの形成を図るものとします。

【基本的な考え方(3)】

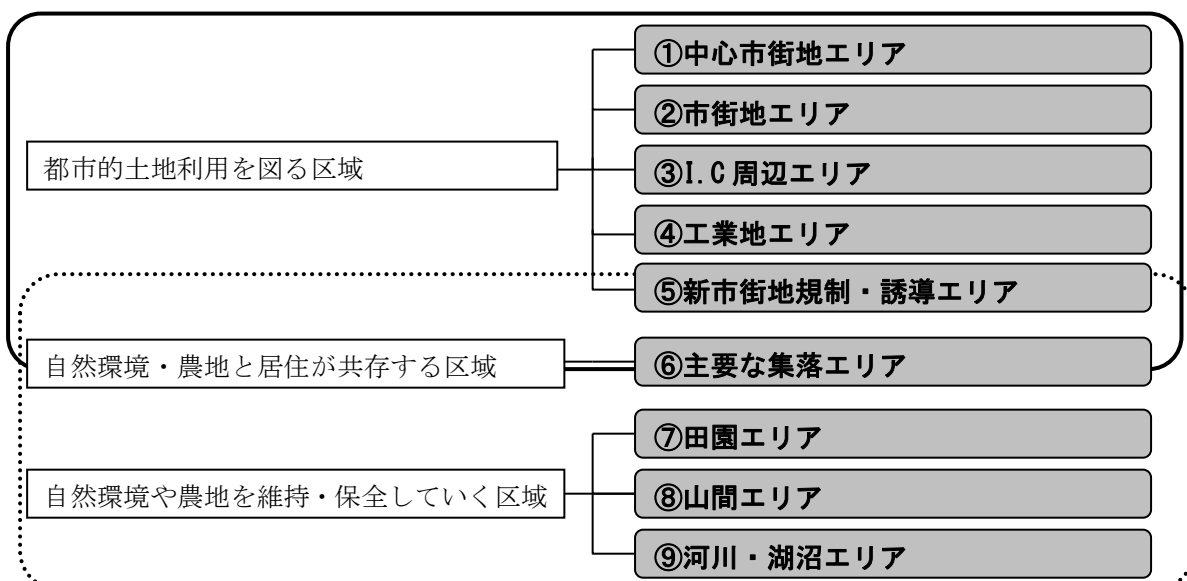
開発すべき区域と保全すべき区域の明確化

- ◇ 都市計画区域内は、用途地域の指定範囲を適切に見直し、市街化を促進する区域(用途地域内)と市街化を抑制し農地や田園環境を保全する区域(白地地域)の方向性を示し、これに見合った土地利用を誘導します。
- ◇ 都市計画区域外については、本市の固有の財産である自然環境や歴史資産等の保全、集落環境の維持を基本とし、必要に応じて準都市計画区域や農業振興地域、景観法などの土地利用の規制・誘導を図るものとします。ただし、高規格道路 I.C 周辺や幹線道路沿道等の開発ポテンシャルの高いエリアについては、都市計画区域への編入などにより、乱開発などを未然に防止するよう適切な土地利用の規制誘導を行います。

3-5-2. 基本ゾーニング

本市の土地利用の基本的なゾーニングは、「都市的土地利用を図る区域」と「自然環境や農地を維持・保全していく区域」、及び自然や田園地帯などに位置する集落居住の「自然環境・農地と居住が共存する区域」に区分するものとします。

区域の基本的なゾーニングは次のとおりとします。



1) 都市的土地利用を図る区域

①中心市街地エリア

- ◇迫地域佐沼地区、中田地域加賀野地区、南方地域北東部の商業施設が集積している地域を本市の中心市街地と位置づけます。
- ◇住宅地、商業業務地、工業地等の都市的な土地利用を適切に誘導し、都市活動や市民生活の中心となるよう効率的な機能配置による利便性の高い市街地を形成するとともに、必要に応じて土地利用の形態の変化等を踏まえた用途地域等の変更を検討します。
- ◇人口減少等の状況を踏まえ、空き家・空き地等の利活用により、エリア内への街なか居住を積極的に推進し、子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して快適に生活できるコンパクトな中心市街地を形成します。

②市街地エリア

- ◇石越地域石越駅周辺地区、東和地域米谷地区、^{とよま}登米地域、豊里地域、津山地域柳津地区の都市計画区域内に位置する中心的な機能を有する市街地を位置づけます。
- ◇歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域の拠点形成を図るとともに、市街地の機能・役割を明確にして、各地域の日常生活の中心となる商業業務機能の配置及び良好な居住環境のある市街地を形成します。

③I.C周辺エリア

- ◇三陸縦貫自動車道の登米 I.C が設置されている中田地域浅水地区やみやぎ県北高速幹線道路 I.C 周辺など広域交通結節点の付近を位置づけます。
- ◇I.C 設置に伴う地域ポテンシャルを踏まえ、工業や物流などの産業・企業の誘致や住宅地などの新しい市街地を形成します。

④工業地エリア

- ◇迫地域の長沼工業団地とその周辺、三陸縦貫自動車道の登米 I.C 東南の工業団地を位置づけます。
- ◇高規格道路の整備による交通利便の優位性を活かし、本市の活力の源となる工業地を形成します。

⑤新市街地規制・誘導エリア

- ◇南方地域の広域商業核周辺からみやぎ県北高速幹線道路 I.C 周辺の国道 346 号までの中心市街地エリアを取り囲む内環状道路の縁辺部を位置づけます。
- ◇各市街地に接する区域は、現況の優良な農地の保全を踏まえつつ、みやぎ県北高速幹線道路の I.C 設置に伴う新たな産業施設等の立地による将来的な市街地需要を受け止めることも考慮し、農地保全と需要に応じた市街地形成を適切に規制・誘導を図り、必要に応じて用途地域の指定を検討します。

2) 自然環境・農地と居住が共存する区域

⑥主要な集落エリア

- ◇田園地帯や山間地帯に散在している都市計画区域外に位置する主要な集落地を位置づけます。
- ◇周辺に広がる豊かな自然環境や広大な優良農地を背景に、これらと共存する田園集落、山村集落の居住環境を維持するとともに、地域個性のある魅力的な集落地を形成します。

3) 自然環境や農地を維持・保全していく区域

⑦田園エリア

◇北上川の西側、迫川の流域を中心に広がる、水田をはじめとする広大な優良農地を位置づけます。

◇広大な優良農地の保全を図り、本市の基幹産業の1つである農業の振興を図るとともに、本市を象徴する田園地帯の景観を形成します。

⑧山間エリア

◇北上川の東側の森林を主体とする地域を位置づけます。

◇本市を印象づける豊かな森林空間は、豊かな自然環境や歴史遺産を後世に継承していくとともに、林業・木材産業の生産地としての森林の維持と整備、水源の涵養などの機能を確保するよう保全を図ります。さらに、緑や歴史に触れる観光やレクリエーションの空間として活用を図ります。

⑨河川・湖沼エリア

◇北上川及び迫川等の流域、市域の西部の湖沼が集積する地域（伊豆沼・内沼、長沼周辺）地域を位置づけます。

◇国際的に貴重な湖沼の自然環境を保全するとともに、河川・水辺の環境を活かした観光やレクリエーションの空間、さらには市民の生活に潤いを与える場として活用する環境や景観を形成します。

3-5-3. 骨格都市軸

1) 基本方針

◇本市の骨格は、高規格道路、幹線道路、主要な河川の都市軸により形成されます。

◇高規格道路である三陸縦貫自動車道とみやぎ県北高速幹線道路を広域都市軸として位置づけ、広域的な都市間及び圏域間のネットワークを担うものとします。

◇市内の地域間や隣接都市は国県道等の複数の幹線道路でネットワークされており、これらの道路ネットワークを基本に、将来都市軸を形成します。

◇周辺市街地・集落地から中心市街地へのアクセスを強化するとともに、各地域の市街地・集落地間を機能的に結び、効率的な都市活動を支援する都市軸を放射、環状方向などに配置し、将来の本市の骨格都市軸を形成します。

◇水辺・緑のネットワークの根幹を形成する水辺軸は、主要な河川によって形成します。

2) 広域都市軸

◇三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路の高規格道路を位置づけます。

◇これらの路線によって、仙台、石巻、気仙沼、古川などの県内各都市間や東北縦貫自動車道、東北新幹線を経て県外諸都市を結びます。

3) 幹線都市軸

①放射軸

隣接市町及び周辺部から本市の中心市街地を結ぶ国県道などの幹線道路を市の骨格を形成する放射方向の幹線都市軸として位置づけます。

②環状軸

中心市街地の外郭を形成するとともに、放射軸や周辺市街地・主要集落地を機能的に結び、中心市街地内への過度な自動車交通を排除し、円滑な都市活動を支える幹線道路を環状型の幹線都市軸として位置づけます。

③南北幹線軸

市域の東側を北上川に沿って南北方向に貫き、東和地域、登米地域、津山地域などの市街地や主要な集落地を結ぶ道路を南北方向の幹線軸として位置づけます。

4) 水辺軸

◇田園地帯と山間地帯の本市の土地利用構造を分割している北上川を位置づけます。市域の東側を南北方向に流れ、流域に位置する市街地や主要集落をネットワークする生活の軸を形成するとともに、水辺・緑の核をネットワークする観光・レクリエーションの軸を形成します。

◇市域のほぼ中央部、中心市街地内や田園地帯を流れる迫川を位置づけます。中心市街地内を通り、都市空間に水辺・緑の潤いの空間を創出する市街地内の水辺・緑の基幹となる軸、さらに流域の市街地・主要集落をネットワークする生活の軸を形成します。

3-5-4. 都市の核

1) 広域商業核

◇商業機能が集積する南方地域の新島前地区周辺を位置づけます。

◇市内の利用のみならず、三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路などの広域の自動車利用に対応した商業拠点を形成するとともに、一部区域の土地利用実態に即した用途地域の指定を検討します。

2) 地域生活核

◇迫地域佐沼地区の業務・行政・医療・福祉等の様々な都市的機能が集積する登米市役所迫庁舎、佐沼大通り商店街周辺を位置づけます。

◇その他各地域には市街地・集落地を形成し、地域生活に密着した商業・業務・市役所支所等の都市機能が集積する各地域の中心地を位置づけます。

◇各地域がこれまで培ってきた個性を活かすとともに、規模に応じた地域生活の中心地を形成します。

3) 交通・交流核

◇本市の玄関口となる鉄道駅（BRT^{※4}を含む）周辺（石越、新田、梅ヶ沢、陸前豊里、御岳堂、柳津、陸前横山）を位置づけ、パークアンドライド^{※5}機能等の各種交通機関の結節機能の充実を図るとともに、市の顔にふさわしい景観を形成します。

◇自動車交通の広域的な玄関口となる I.C 周辺を位置づけ、新たな市街地整備と併せた交流機能の集積や沿道景観等の形成を図ります。

◇米山、東和、南方、津山の各地域に位置する道の駅周辺を位置づけ、地域と広域の人々の交流機能、地域の情報発信の機能を維持します。

※⁴BRT：

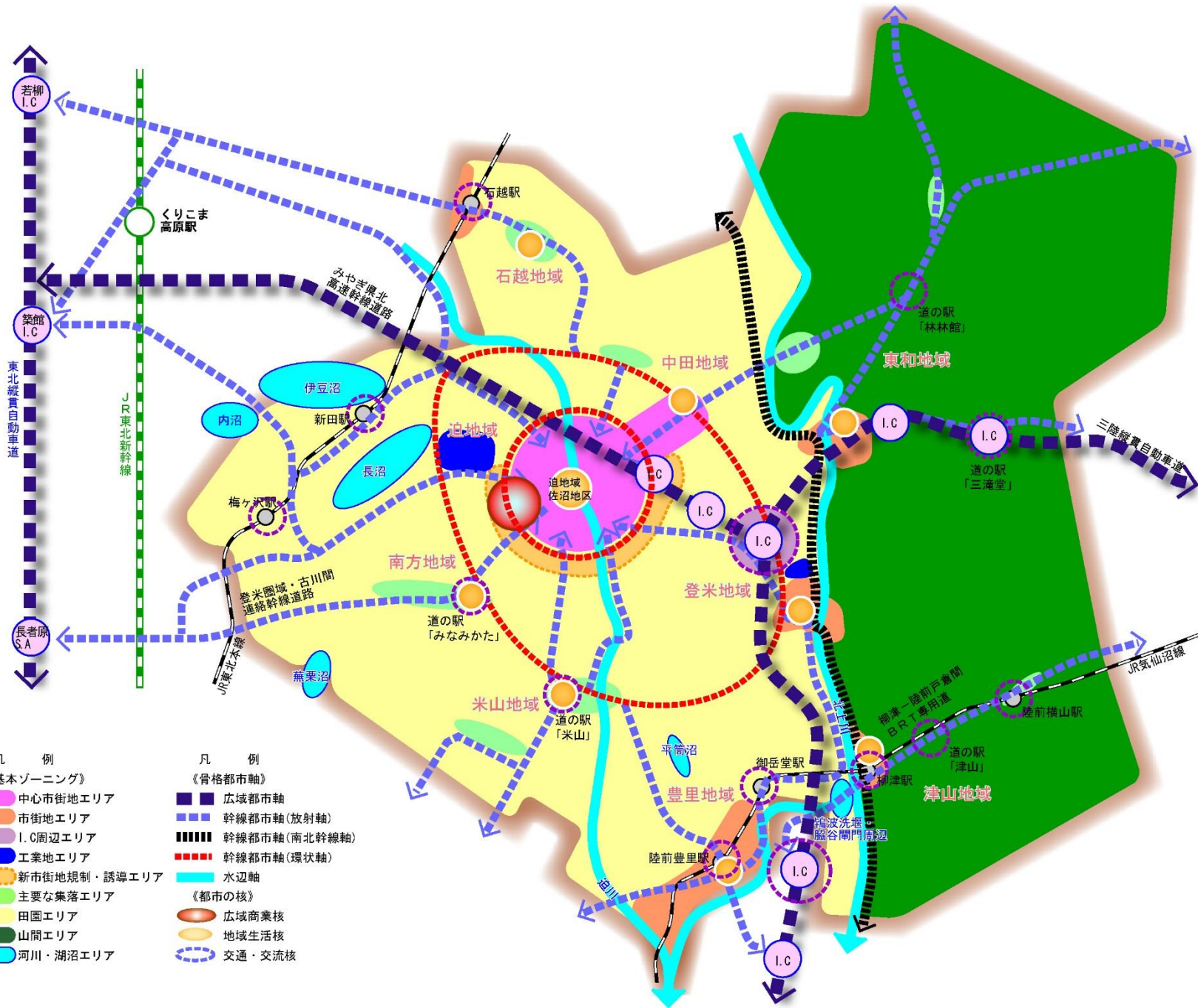
バス・ラピッド・トランジット (Bus Rapid Transit) の略で、接続バス、PTPS (公共車両優先システム)、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのことです。

※⁵パークアンドライド：

交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を鉄道駅周辺に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法を言います。

交通量自体が減少するため、渋滞の緩和だけではなく、排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の削減といった効果も期待されています。

■ 将来都市構造図



- 凡 例
《基本ゾーニング》
- 中心市街地エリア
 - 市街地エリア
 - I.C周辺エリア
 - 工業地エリア
 - 新市街地規制・誘導エリア
 - 主要な集落エリア
 - 田園エリア
 - 山間エリア
 - 河川・湖沼エリア

- 凡 例
《骨格都市軸》
- 広域都市軸
 - 幹線都市軸(放射軸)
 - 幹線都市軸(南北幹線軸)
 - 幹線都市軸(環状軸)
 - 水辺軸
- 《都市の核》
- 広域商業核
 - 地域生活核
 - 交通・交流核